⑼　上記２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑽　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が技術提案書の提出者として選定されるためには、技術提案書提出要請の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。技術提案書提出要請の日は令和元年６月７日（金）を予定する。

⑾　詳細は説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Keizo Kobashi Director General of Chugoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classificationofthe services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : The seismic reinforcement design work (ver.1) of bridges in the expressways of Miyoshi expressway office

⑷　Timelimit to express interests : 4 : 00 P.M. 29 May 2019 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 29 May 2019. if by mail, 4 : 00 P.M. 29 May 2019)

⑸　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M.17 July 2019 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 17 July 2019. If by mail 4 : 00 P.M. 17 July 2019)

⑹　Time limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 26 August 2019 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 26 August 2019. If by mail 4 : 00 P.M. 26 August 2019)

⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑻　Contact point for tender documentation : Hidemitsu Matsukawa, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Chugoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited 2―26―1, Midorii, Asaminami-ku, Hiroshima City, Hiroshima Prefecture, 731―0103, Japan. TEL.082―831―4441 FAX.082―831―4571

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局釧路開発建設部が発注する北海道横断自動車道　釧路市　鶴丘橋上部工事、一般国道38号　釧路市　星が浦北通高架橋上部ＲＡ工事、一般国道38号　釧路市　星が浦北通高架橋上部ＲＢ工事及び北海道横断自動車道　釧路市　舌辛橋上部工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年５月15日

北海道開発局長　水島　徹治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名

北海道横断自動車道　釧路市　鶴丘橋上部工事（以下「①工事」という。）一般国道38号　釧路市　星が浦北通高架橋上部ＲＡ工事（以下「②工事」という。）一般国道38号　釧路市　星が浦北通高架橋上部ＲＢ工事（以下「③工事」という。）北海道横断自動車道　釧路市　舌辛橋上部工事（以下「④工事」という。）（①工事、②工事、③工事及び④工事いずれも電子入札対象案件）

2　工事場所

①工事、②工事、③工事及び④工事　北海道釧路市

3　工事内容

①工事　工事延長：Ｌ＝420ｍ、橋長：Ｌ＝254.6m、有効幅員：Ｗ＝10.26m、橋梁形式：５径間連続鋼合成鈑桁橋、架設方法：クレーンベント架設

②工事　工事延長：Ｌ＝250ｍ、橋長：Ｌ＝193.727m（全長Ｌ＝378.600m）、有効幅員：Ｗ＝8.75m、橋梁形式：９径間連続鋼合成鈑桁橋、架設方法：クレーンベント架設

③工事　工事延長：Ｌ＝250ｍ、橋長：Ｌ＝184.873m（全長Ｌ＝378.600m）、有効幅員：Ｗ＝8.75m、橋梁形式：９径間連続鋼合成鈑桁橋、架設方法：クレーンベント架設

④工事　工事延長：Ｌ＝1,190ｍ、橋長：Ｌ＝162.8m、有効幅員：Ｗ＝10.31m、橋梁形式：３径間連続鋼合成鈑桁橋、架設方法：クレーンベント架設

4　工事区分　鋼橋上部

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　令和元年５月15日から令和元年６月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和元年６月20日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成16年度以降に、次の㋐から㋒の全ての要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員については、次の㋐及び㋑の要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績（㋐及び㋑は同一工事であること。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が25m以上であること。

ただし、上記アからウは同一工事であること。